

第 24 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和元年 6 月 27 日 (木)
- 2 開閉時間 午後 5 時開会 午後 5 時 30 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 14 人
1 番 小原孝志 2 番 小野寺昭一 3 番 鈴木英博 4 番 佐藤美頭雄
5 番 佐々木辰善 6 番 寺崎秀子 7 番 相澤峰基 8 番 森脇豊仁
9 番 小川一也 10 番 山崎禎彦 11 番 斉藤哲子 12 番 北村浩光
13 番 舟根 禎 14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 9 番 小川一也、10 番 山崎禎彦
- 9 議事内容
報告第 1 号 農業委員の任命 (欠員補充) に伴う配置について
報告第 2 号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農用地利用集積計画の要請について
議案第 3 号 土地の現況証明書の交付について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第24回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は14名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、9番委員、10番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第2報告第1号「農業委員の任命(欠員補充)に伴う配置について」及び日程第3報告第2号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」が報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 事務局長 それでは、議案2頁をご覧ください。
報告第1号「農業委員の任命(欠員補充)に伴う配置について」でございます。
令和元年6月1日付けで鷹栖町長より鷹栖町農業委員会委員の任命発令を受け、鷹栖町農業委員会総会規則第8条第4項の規定に基づき、次のとおり配置したので報告します。
配置の内容は表のとおりで、任命者氏名、小野寺昭一委員、任期が令和2年7月19日、議席番号が2番、担当区域が鷹栖、委員会は特別委員会委員としましたので、報告します。

続きまして、議案3頁をご覧ください。
報告第2号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございます。
北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証明願書の提出がありましたので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第3条第9号の規定に基づき、現地確認委員を次のとおり指名しましたので報告します。
1番について、吉本会長、相澤委員及び小野寺委員の3人を指名、2番についても同様に、吉本会長、相澤委員及び小野寺委員の3人の指名を専決処分しましたので、報告します。

報告について以上です。
- 議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。
委員 無しの声
議長 無ければ、次の日程に入ります。
議長 日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案4頁をご覧ください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

農地法第3条の規定に基づき、農地等の賃貸借に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は5頁、6頁で、番号が6番の1件の賃貸借に伴う許可申請です。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、賃貸料につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は7頁に載せてありますのでご確認ください。

6番については、農業経営規模拡大による賃貸借です。

作付けは水稲です。

6番の農地法第3条の許可要件については、議案8頁の調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

説明は以上です。

議長

はい、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第5議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案10頁をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は11頁、12頁までになりますのでご覧ください。

番号が2番の1件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。

位置図は13頁、調査書は14頁に記載していますのでご確認ください。

この案件につきましては、2番委員が議事参与の制限を受ける案件となっております。

また、あっせん案件でございますので、あっせん委員さんより補足説明

をお願いします。

以上です。

2 番委員 私の関係する案件ですので退席します。

5 番委員 この案件は急ぐ案件でもあったため、会長及び地区の農業委員で評価を行っています。

その結果、期間が5月20日から6月20日までで、あっせん回数4回、反当185,000円で成立しています。

議長 はい、議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第2号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第6議案第3号「土地の現況証明書の交付について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案16頁をご覧ください。

議案第3号「土地の現況証明書の交付について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証明書交付の可否について、審議を求めるものです。

現況証明の内容については、17頁、18頁をご覧ください。

番号が2番、3番で2件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、記載の内容のとおりで、地目変更のためです。

2番の位置図、現地調査票は19頁、20頁、3番については21頁、22頁に載せてありますので、ご確認ください。

また、本日配布しました緑の付箋に航空写真及び現地写真もありますので、併せて、ご確認ください。

報告第2号で報告したとおり現地確認委員を指名し、6月6日に現地確認を行いました。

現地確認について、現地確認委員から現地の状況を報告願います。

2 番委員 はい、2番の案件について、6月6日、吉本会長、相澤委員、私と事務局で現地調査を行いました。

願出のあった土地は、写真のとおり、既に納屋が建っており、昭和54年に建てられたものであることから、年数が相当経過しているため、農地以外であると判断しました。

報告は以上です。

7番委員

はい、3番の案件について、6月6日、吉本会長、小野寺委員、私と事務局で現地調査を行いました。

願出のあった土地は、写真のとおり、既に納屋が建っており、昭和43年に建てられたものであることから、年数が相当経過しているため、5458番4、5、8については、農地以外であると判断しました。

また、5458番21については、畑として利用されており、現況のとおり取り扱うことと判断しました。

報告は以上です。

議長

それでは、議案第3号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第3号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長

日程については以上になります。

その他に入ります。

事務局長

「次回の定例会について」ですが、7月25日木曜日、現地調査の件数に応じて8時30分又は9時00分からとして、定例会終了後、あっせん申出地の評価を行う予定としますが、よろしいでしょうか。

委員

無しの声

事務局長

第25回定例会は、7月25日木曜日、8時30分又は9時00分から定例会でよろしくをお願いします。

主な関係機関の日程については記載のとおりでございます。

2の農地移動適正化あっせん申出状況についてです。

本日配布しました青の付箋に記載しています。

前回の定例会から3件追加があり、計18件ありまして、2件成立1件取り下げという状況です。

手書きで年度を記載し、いつからあっせんをしているかわかるようにしていますのでご確認願います。

議長

それでは、以上をもって第24回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。